

令和元年 6 月 26 日  
総合政策局物流政策課

## 宅配便再配達率は 16.0%

### ～平成 31 年 4 月の調査結果を公表～

平成 31 年 4 月の宅配便再配達率は約 16.0%でした。  
国土交通省では、今後も本調査を通して再配達の発生状況を継続的に把握し、関係する皆様とともに再配達削減に取り組んでまいります。

近年、多様化するライフスタイルとともに電子商取引(EC)が急速に拡大し、宅配便の取り扱い個数が増加している一方、宅配便の再配達によるCO<sub>2</sub>排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなっています。

国土交通省では、こうした問題に対応するため「総合物流施策推進プログラム」において宅配便の再配達率の削減目標(2017年度 16%程度→2020年度 13%程度)を設定し対策に取り組んでおり、この取り組みの成果を継続的に把握し、施策の進捗管理を行うことを目的として、平成 29 年 10 月より宅配便の再配達率のサンプル調査を開始しております。(4 月と 10 月の年 2 回実施。調査方法については別紙の調査概要をご参照ください。)

#### 【調査結果】

単位：個

	(今回調査) 平成 31 年 4 月 (調査期間：H31/4/1～4/30)			(参考：前年同月調査) 平成 30 年 4 月 (調査期間：H30/4/1～4/30)		
	総数	再配達数	再配達率	総数	再配達数	再配達率
都市部	844,396	151,603	18.0%	812,984	132,979	16.4%
都市部近郊	1,378,262	209,590	15.2%	1,346,059	192,796	14.3%
地方	129,731	16,077	12.4%	116,576	14,721	12.6%
総計	2,352,389	377,270	<b>16.0%</b>	2,275,619	340,496	15.0%

※大手宅配事業者 3 社の合計数値

国土交通省では、引き続き再配達の発生状況を継続的に把握し、民間事業者や関係省庁と十分に連携して宅配便の再配達削減に取り組んでまいります。

#### 【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 宇賀神、西川、森田  
代表：03-5253-8111 (内線 53-334)  
直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559

## 宅配便再配達実態調査 概要

この調査は、宅配便の多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果の状況をあきらかにするため、平成 29 年 10 月分から宅配便の再配達の調査を開始するものである。

### 記

#### 1. 調査名称

宅配便再配達実態調査

#### 2. 調査の目的

宅配事業者の側から定量的に調査を行うことにより、宅配便の再配達状況の時系列変化を把握することで、宅配ボックスの普及促進をはじめとする多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果を明らかにするための基礎資料を得ること

#### 3. 調査の範囲

以下、3 エリア（都市部、都市部近郊、地方）が含まれる営業所単位ごとに 4. で指定した調査対象の宅配便名で運送を行う各事業者の取り扱う貨物

- 都市部：東京 23 区で人口密度が高く単身世帯の占める割合が高い区
- 都市部近郊：東京都郊外の市町村で世帯人口が多いところ
- 地方：人口の少ない都道府県の市町村で人口密度が低く世帯人口が多いところ  
※2015 年度国勢調査に基づく。

#### 4. 調査の対象

- 佐川急便（飛脚宅配便）
- 日本郵便（ゆうパック、ゆうパケット）
- ヤマト運輸（宅急便）

#### 5. 調査の時期及び期間

- 調査時期：4 月・10 月（平成 29 年度は 10 月のみ）
- 調査期間：4 月 1 日～4 月 30 日・10 月 1 日～10 月 31 日

#### 6. 調査担当部署（提出先）

国土交通省 総合政策局 物流政策課 企画室

#### 7. 調査の方法

国土交通省が調査対象の各事業者に対し、貨物の再配達個数を任意の報告として求め、その結果を集計

#### 8. 結果の調査・公表

調査対象の事業者を合計し、都市部、都市部近郊、地方の分類別で公表。事業者毎の公表は行わない。

原則として、調査月の翌々月中旬に月計数及び率を公表する。

（4 月分：6 月中旬頃公表予定、10 月分：12 月中旬頃公表予定）